

川越市理容師法施行細則の一部改正（案）の概要について

平成25年2月
保健医療部 食品・環境衛生課

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による理容師法の一部改正に伴い、川越市理容師法施行条例を制定し、平成25年4月1日から施行することになりました。

この条例において、出張理容を行う場合の届出が規則で定めることとされたため、所要の改正をしようとするものです。また、その他必要な規定の整理をしようとするものです。

2 改正の主な内容

- (1) 川越市理容師法施行条例の規定による出張理容を行う場合の届出に係る規定及び様式を加えます。
- (2) 理容所開設届について
 - ・構造設備の概要として、作業所の面積、理容に使用する椅子の数等基準に関する各項目の記入欄を設けます。
- (3) 理容所開設届出事項変更届及び理容所廃止届について
 - ・従来、理容所変更（廃止）届と、変更と廃止を兼ねていた様式を、変更と廃止の場合で様式を分けます。
 - ・変更届に変更理由の記載欄を設けます。
 - ・変更届の添付書類として、理容師法施行規則に規定する事項のほか、構造設備の変更の場合に変更部分を明示した図面を求めることを明記します。
 - ・廃止届の添付書類として、理容所確認済書を求めることを明記します。

※ その他法令改正に伴う文言整理、様式中の法令の引用条項の追加、変更など必要な規定の整理を行います。（この部分について、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号に該当するため、意見募集の対象外となります。）

3 施行予定日

平成25年4月1日